

その他

名称	住所・連絡先	料金等	備考
日本司法支援センター和歌山地方事務所（法テラス和歌山）	和歌山市九番丁15番地九番丁MGビル6F 0570-078340 平日9時～17時	無料 （法律相談は経済的に余裕のない方が対象）	法的トラブル解決のための総合案内所です。 お困り事に関する法制度情報や相談窓口の紹介、経済的に余裕のない方を対象とした無料法律相談などを行っています。
和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター 高齢者・障がい者あんしん電話相談	073-425-4165 平日10時～16時 （正午～13時を除きます）	電話による相談時間は30分以内となります。 担当弁護士がさらに時間を要すると判断した場合は、有料の来所相談・出張相談をおすすめすることがあります。（法テラスの援助制度を使える場合は無料となります） 相談は1案件につき1回のみとなります。 また異なる案件の場合でもご利用は1年間に1回までとなります。	・弁護士が、和歌山県内にお住まいの高齢者（満65歳以上）・障がい者ご本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）のお悩みに電話でお答えします。 ・原則として、受付後3営業日以内に担当弁護士からご希望の連絡先にお電話を差し上げます。（事情により、3営業日以内のご連絡が難しい場合があります）
司法書士総合相談センター	073-422-4272 月～金 10時～15時	無料	不動産の名義変更や相続、遺言、成年後見や多重債務などの法律相談（140万円まで）を行っています。筆談器を使っての対応も行っています。 定例無料相談会 ○場所：和歌山県司法書士会館 原則毎週土曜（13時～16時） ○場所：田辺市民総合センター 原則毎月第1土曜（13時～16時） ○場所：橋本商工会館 原則毎月第2土曜（13時～16時）

訪問鍼灸マッサージ

名称	住所・連絡先	料金等	備考
アリタ総合治療（株）	有田市宮崎町 2496-41 0737-82-6857（TEL） 0737-82-0857（FAX）	医療保険適用（主治医の同意が必要） 1回350円～450円 （1割負担の方の場合） 1回20分（変動あり） 診療時間：9時～18時 休診日：日曜	対象となる患者さん 脳梗塞後遺症・脳性マヒ・リウマチ・パーキンソン病・骨折・腰痛症・変形性関節症・その他様々な理由により痛みなど歩行に障害のある方が対象となります。 <u>介護施設等の施設訪問や在宅訪問を行っています。</u>
グッドライフ治療院	和歌山市内原876-1 073-441-3100	医療保険利用可 1回400円～450円 （1割負担の方の場合。障害者手帳等お持ちの場合は公費負担される場合もあります。） 1回20分程度 受付時間：月曜～土曜 9時～18時	対象となる患者さん 原則として歩行が困難で治療院まで来ることができない方が対象となります。（脳血管障害やパーキンソン、骨折等による麻痺や拘縮、神経痛やリウマチ、腰痛など）介護施設等の施設訪問や在宅訪問を行っています。 対応地域：当院から片道16km圏内（要相談）（海南駅西側付近まで、旧下津町可）

訪問鍼灸マッサージ

名称	住所・連絡先	料金等	備考
ななさと訪問 マッサージ院	海南市別院588 073-494-3986 090-5104- 8651	医療保険利用可 1回365円～480円程度 （1割負担の方の場合。障 害者医療受給者証をお持ち の方は助成が受けられま す。） 1回30分程度 診療時間:9時～18時 休業日:日曜日、夏期、年 末年始	対象となる患者さん 脳血管障害の後遺症や特定 疾患（難病）、骨折術後 により歩行困難、寝たきり状 態となった方が対象となり ます。

訪問歯科診療可能な歯科医院

名称	住所・連絡先	料金等	備考
海南歯科医師会	【事務局】 海南市沖野々334-6 井内歯科医院内 073-487-4181 (TEL) 073-487-4431 (FAX)	医療保険・介護保険の決め られた内容に従って請求し ます。 (車代の請求は無し)	訪問診療希望の方は左記まで ご連絡下さい。 左記事務局より訪問診療対応 の近隣歯科医院を手配しま す。
清真会 (医療法人) 海南歯科診療所	海南市名高145 073-483-8241	医療保険、介護保険にのっ とって請求します。 車代等の別途請求はありま せん。	月～金の9時～17時まで開 院。(土・日・祝日は休み) 外来診療もあり。 電話連絡は9時～18時。 往診は月・木曜9時～17時 (8時から電話対応) 予約は1週間前だが、痛みな ど緊急の時はすぐに対応で きる。
訪問歯科 サポート	073-455-1214 090-2119-95 18	医療保険：訪問歯科診療費 1100点(20分以上)/毎回 診療費：治療内容に応じて 介護保険：居宅療養管理指導 (歯科医師)500単位/月2 回、居宅療養管理指導(歯科 衛生士)350単位/月4回ま で 在宅かかりつけ歯科診療所加 算100点(届出診療所に限 る)	担当者が訪問し、通院能力の 有無・身体状況・口腔状態確 認し、医師に往診の必要性に ついて相談。必要であれば往 診。基本的に機材は全て持ち 込む。よほどの事が無い限り 通院は必要ない。 *費用面での違いは往診料 830単位(医療)のみ
炭井歯科医院	和歌山市内原818- 16 073-447-2062	医療保険、介護保険にのっ とって請求します。 車代等の別途請求はありま せん。	訪問診療の範囲は当院から半径 16km以内 電話受付 午前9時～12時30分 午後3時～7時 午後2時～6時(水曜日の み) 休業日：日曜日、木曜日・土曜 日の午後 ※訪問診療は木・土の午後も可 能な日があります。 <用意していただくもの> 保険証・介護保険証、コップ、 洗面器、タオル、ティッシュ ※診療機械を使用するため、コ ンセントをお借りします